第３ 回岩見沢市子ども・子育て会議議事録

日時　令和８年１月 27 日（火）午後６時 00 分
場所　いわみざわ健康ひろば

1　開　会
2　挨　拶
3　議　事
　報告事項
　（1）令和７年度ヤングケアラーに関する専門部会の報告について
　協議事項
　（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る施設認可及び確認について
　（2）みなみ保育園建て替えに係る整備計画について
　（3）さくらぎ保育園の利用定員減少について
4　その他
5　閉　会

事務局	1　開会(18:00)
会長	2　挨拶 　皆さんこんばんは。本日はご多用のところ、お集まりいただきありがとうございます。 　本日は、協議事項だけではなく、報告事項もありますが、些細なことであっても積極的に意見をいただき、こども計画の進捗管理や評価につなげていきたいと思っています。よろしくお願いします。
会長	3　議事 　それでは、議事に移ります。 　本日は、報告事項が１件、協議事項が３件あります。 　まず、報告事項(1)「令和７年度ヤングケアラーに関する専門部会の報告について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、令和７年 12 月 23 日に開催しました、ヤングケアラーに関する専門部会について報告いたします。 　まず、ヤングケアラー専門部会について簡単にご説明いたします。 　令和２年度から５年間を期間とする第２期岩見沢市子ども・子育てプランにおいて、児童虐待防止並びにこどもの貧困対策に関する施策を初めて盛り込み、それに関連したヤングケアラーへの支援手法等の検討を目的に、令和４年度よりヤングケアラーに関する専門部会が設置されました。 　昨年度までの専門部会では、１つ目に「ヤングケアラーの印象についての率直な意見交換」、２つ目に「支援体制の整備・充実」、３つ目に「認知

事務局	度を高めるための周知・啓発」、4つ目に「こどもが困っていることを発信できるための取組」を検討事項として意見交換を行いました。 　また、市の対応としては、特別育児ヘルパー事業をヤングケアラーも支援できるように拡充し、ヤングケアラーコーディネーターの配置やＷＥＢによる相談受付を行うなど、支援体制の整備を行い、関係機関への研修の充実、広報いわみざわによる特集記事の掲載等、周知について取組を進めてまいりました。 　令和7年度の専門部会では、令和7年度の取組状況を報告し、令和8年度の取組案及び専門部会の今後のあり方について協議いたしました。 　それでは、資料1-1をご覧ください。 　「1　令和7年度の取組状況について」説明いたします。 　まず、資料左側上段の（1）ヤングケアラー実態把握調査ですが、令和3年度から市立の小中高等学校を対象に毎年実施しております。 　令和7年度の調査から、道立の高等学校も対象に加え、市内の小学校13校、中学校8校、義務教育学校1校、高等学校全日制3校、定時制1校の合わせて26校に対し、書面回答による調査を実施しました。 　調査結果としましては、（ア）ヤングケアラーと思われるこどもが「いる」と回答した学校は13校で、何らかのケアをしていて日常や学校生活に支障のある児童・生徒は24件でした。 　（イ）把握しているこどもについて、外部の支援につないだケースについての問いでは、「要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）につないだ」ケースは9件、「要対協につなぐほどではないが、学校以外の外部の支援につないだ」ケースは3件、「外部の支援につないでいない」と回答したケースは12件でした。なお、報告件数には令和7年度以前から対応しているケースも含まれており、要対協につながったケースが9件となっておりますが、令和7年度にはじめて要対協につながったケースはいませんでした。 　こども家庭センターの対応としましては、要対協につながったケースは、家庭状況を把握しております。外部の支援につないだか否かにかかわらず、学校に家庭状況の把握を重ねて依頼し、家庭の状況に変化があった場合には、こども家庭センターにつないでいただくよう、協力のお願いをしています。 　次に（ウ）ケースの状況についてです。年代別の割合では、中学生が最も多く、男女別の割合では、女子が男子の約4倍となっています。 　こちらの内訳ですが、数年前までは、小学校高学年が最も多い状況があり、年数の経過とともに年齢層がスライドしている印象があります。 　また、家族構成別ケース数では、弟や妹のいる世帯が多い結果となっており、こちらについては、経年的な変化はみられません。

事務局	続いて、家庭生活で担っているケアの状況では、家族の世話、家事の件数が多く、学校生活における懸案事項では、精神的不安定や身だしなみの乱れ等の生活面が最も多く、次いで欠席・早退・遅刻が多い状況です。今回の調査結果を踏まえ、各学校と連携しながら、個々のケースに応じた支援につなげることができるよう、検討しております。 次に、資料 1-2 をご覧ください。 上段、(2) 児童・生徒向けヤングケアラー講座についてです。こちらの講座は、昨年度実施しました教職員対象の研修会におけるアンケートで、児童・生徒に向けた周知・啓発が必要というご意見をいただき、各学校の協力もあり、今年度はじめて実施いたしました。 児童・生徒が、ヤングケアラーについての理解を深め、自分や友達の置かれている環境に気づき、困っている事を自ら発信できる力を養うことを目的とし、今年度は小学校 3 校、義務教育学校 1 校、高等学校 1 校の合わせて 5 校で実施しております。 資料左側下段には、受講児童・生徒対象のアンケート結果を記載しておりますが、小学生では半数以上の約 57%、中学生と高校生でも約 40%がヤングケアラーについて「知らなかった」と回答しています。一方、受講後には「自分も含めて、まわりにヤングケアラーと思われる人はいますか？」の問いには、小中学生で約 1 割のこどもが「いる」と回答しており、この講座が、ヤングケアラーの理解を深め、自分や友達の置かれている環境を考えるきっかけになったと考えております。 講座はこどもたちにとって、ヤングケアラーについて理解を深める貴重な機会であることから、段階的になると思いますが、全学校で開催できるよう、実現可能な周知手法を検討してまいりたいと考えております。 次に、資料右側上段の (3) 研修会についてです。保育所や認定こども園が実施する地域子育て支援センターの職員など、計 17 名を対象に、ヤングケアラーへの正しい知識の習得と早期発見のための研修会を実施いたしました。 また、(4) その他ですが、市のヤングケアラー支援の中核を担うこども家庭センターの職員のスキルアップを目的として北海道教育庁主催の研修会を受講し、知識等の向上を図りました。 令和 7 年度の取組状況については以上です。 続きまして、資料 1-3 をご覧ください。 2　令和 8 年度の取組（案）についてです。 令和 7 年度の取組に引き続き、令和 8 年度も「こどもが、ヤングケアラーについての理解を深め、自分や友達の置かれている環境に気づき、困っていることを自ら発信できる力を養う。」、「日々こどもたちと接している身近な大人への周知・啓発を行い、早期発見、支援につなげる。」の 2 点

事務局	を目的に各種取組を実施したいと考えております。 実施内容については令和7年度と大きな変化はありませんが、「ヤングケアラー支援の取組」として、相談窓口対応、周知・啓発、市内各学校への実態把握調査、岩見沢市特別育児支援ヘルパー事業、児童・生徒対象の講座・関係機関対象の研修会の開催について継続してまいります。 「把握されたケースの支援方法の検討」につきましても、要対協を軸として関係機関と連携し、適切な支援が届くよう取組を継続してまいります。 委員の皆様からは、相談窓口対応については、アドボケイトの視点など相談を受ける側のスキル向上が必要、と意見をいただきましたので、相談対応スキル向上のための研修に参加していきたいと考えています。 また、周知・啓発については、他課で周知している「まちづくり出前講座」のテーマにヤングケアラー講座を掲載してはどうか、との意見をいただきましたので、「まちづくり出前講座」の周知チラシに掲載していただき、申込のあった地域などに出向いていきたいと考えています。 実態把握調査では、ヤングケアラーの判定をする際、チェックシートを使い、誰が対応しても同じスクリーニングができる方法があると良い、こどもの権利侵害、こどもがこどもらしく生活できていない状況の判断基準はあった方が良い、との意見がありましたので、支援の必要性を判断する評価表の導入に向けて検討していきます。 また、講座・研修会の開催については、児童・生徒向けの講座の実施校はまだ少なく、実施していただけるような工夫が必要、とご意見をいただきましたので、先ほども触れましたが、段階的に全学校で開催できるよう、実現可能な周知手法の検討を行ってまいります。 岩見沢市特別育児支援ヘルパー事業、関係機関との連携、要対協での個別検討については、引き続き取組を継続していきます。 令和8年度の取組案につきましては、委員の皆さまの意見を踏まえ検討事項もありましたが、専門部会で承認を得ております。 続いて、資料下段の「2　専門部会の今後のあり方について」です。 これまでの専門部会において、「支援体制の整備・充実」、「認知度を高めるための周知・啓発」、「周囲の大人だけでなく、こども自ら困りごとを発信できる取組」の大きく3つに視点を置き、「ヤングケアラー支援は家族支援」という考え方のもと取組を推進してまいりました。 この約4年間で、「支援体制の整備・充実」では、こども家庭センター（母子保健及び児童福祉の一体的機能）の整備やヤングケアラーコーディネーターの配置などを実施し、「認知度を高めるための周知・啓発」として、広報いわみざわの特集記事の掲載や市ホームページによる周知、関係機関対象の研修会の実施を進め、「周囲の大人だけでなく、こども自ら困

事務局	りごとを発信できる取組」として、児童・生徒向けヤングケアラー講座の実施、こども家庭センターＷＥＢ相談フォームにて、ヤングケアラー相談の受付開始等を実施してまいりました。 　事務局といたしましては、これらの取組を今後も継続・拡充していくことが重要である一方、本専門部会当初の設置目的であるヤングケアラーに関する支援手法の検討については一定の成果を得たと考え、令和８年度（次回）の本専門部会の開催をもって、恒常的に審議を行う形での開催は終了することとし、国の動向や市における新たな課題などの審議すべき事案が生じた場合は、子ども・子育て会議または改めて専門部会を設置のうえ、お諮りすることとしたいと提案いたしました。 　その提案につきまして、委員の皆さまからは、ヤングケアラーを把握するための取組、システムは確立できたと思うが、専門家同士が事例を共有し、対応方法などの知見を積み重ねていくことが必要であるとともに、支援の必要性を判断する評価表の導入や、実際に把握したこどもが年齢を重ねることにより変化する困り感やニーズ等も含めた具体的な支援につなげるフローなど、実際の対応のところまで考えていく必要があるのではないかなどの意見をいただきました。 　これらの意見を踏まえ、把握後のフローを明確化し、取りこぼしのない支援体制の整備を目指し、専門部会の終了時期は再考することといたしました。 　以上で、ヤングケアラー専門部会の報告を終わります。
会長	ただ今の説明について、何かお気づきの点、ご質問等ありますか。
Ａ委員	ヤングケアラー実態把握調査について、要対協につないだ９件と、要対協につなぐほどではないが、学校以外の外部の支援につないだ３件は、つないだ後、具体的にどのような支援をしているのですか。
事務局	ヤングケアラー実態把握調査については、学校の教職員を対象に無記名で行っています。 　要対協につないだ９件については、学校の中で把握した家庭状況や、見守りの方法などを関係機関と共有しています。要対協につなぐほどではないが、学校以外の外部の支援につないだ、外部の支援につないでいない計15件については、市では詳しい状況等を把握できていないものもありますが、学校にこどもの状況の把握を重ねて依頼しており、何らかの変化があった場合には、こども家庭センターにつなげてもらうようお願いしています。 　具体的な支援の内容については、家庭状況の相談に応じるために、保護者とこども家庭センターの職員が面談したり、必要に応じて、特別育児支援ヘルパーの派遣を検討しています。それらを拒否する家庭は、学校を含めてこどもの見守りを行い、何かあった場合にすぐ対応できるような体制

事務局	を構築しています。
会長	そのほか、何かご意見、ご質問等はありますか。
Ｂ委員	ヤングケアラーについて知らないと答えたこどもがたくさんいるという結果から、学校教育が頑張らなければいけないなと思いました。 1 点質問があるのですが、ヤングケアラーと思われるこどもはいますか？という問いに対し、24 件と記載していますが、24 人という捉え方で大丈夫ですか。
事務局	はい。
Ｂ委員	この人数は、全道、全国的に見て多いのか、少ないのかわかりますか。
事務局	この調査は学校の先生を対象に行っているものであり、全道、全国的に行っているこども自身が回答するような調査とは手法が異なっています。そのため、単純に比較はできませんが、全道、全国の調査の方が割合は高い状況です。
Ｃ委員	資料 1-2 の受講児童、生徒対象アンケートと資料 1-1 のヤングケアラー実態把握調査は、対象者や回答者が違うものということですね。
事務局	はい。
Ｄ委員	普通高校のアンケート結果がないため、一概には言えませんが、定時制に通う高校生は、ヤングケアラーと思われる人がいるかの問いに対し、はいと答えた割合が小中学生の 2 倍近くになっています。やはり、家庭状況、ご本人に何かしらの困難、課題を抱えているケースがヤングケアラーになりやすいということだと思います。そういう意味では、今後も見守り、支援を継続してほしいなと思います。
事務局	今年度、ヤングケアラー講座の実施を各学校に周知した際、高校の方からＤ委員がおっしゃったような懸念があるため、ぜひ講座をやってほしいという要望があり、いち早く講座を開催した経緯があります。 学校との連携を含め、今後も取組を継続していきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。 補足ですが、受講児童、生徒対象アンケートでは、「自分も含めてまわりにヤングケアラーと思われる人はいますか」という問いになっているので、「はい」と回答しているこどもは、ヤングケアラーだと思われる 1 人の児童に対して複数の児童がそう思うと答えている場合もあります。そのため、回答数がこの学年のヤングケアラーと思われる人数というわけではありません。また、こども家庭センターとして、ヤングケアラーと思われる人数の実数も把握していますが、あまり多くはありません。
会長	ほかに何かご意見、ご質問等はありますか。 ないようですので、次に進みます。 次に、協議事項(1)「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る施設認可及び確認について」、事務局から説明をお願いします。

事務局	それでは、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る施設認可及び確認についてご説明いたします。 　乳児等通園支援事業は、令和６年度より制度の本格実施を見据えた試行的事業とし開始、令和７年度は地域子ども・子育て支援事業とし法律上制度化され、一部自治体で事業を実施しております。 　令和８年度からは、法律に基づく新たな給付制度とし、全自治体での実施が必要となります。 　事業を実施する施設につきましては、認可及び確認が必要となっており、事前に子ども子育て会議に諮ることとなっているため、協議事項とさせていただいております。 　それでは、資料 2-1 をご覧ください。1 から順にご説明いたします。 　まず、(1) こども誰でも通園制度とは、保育所等に入園していない 0 歳 6 か月以上満 3 歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その乳幼児と保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言などの援助を行う事業でございます。令和８年度以降は、全ての市町村で実施が必要となります。 　(2) 対象となるこどもにつきましては、資料の図のとおり、保育所等に入園していない 0 歳 6 か月以上満 3 歳未満のこどもが対象となります。 　(3) 利用可能時間につきましては、月 10 時間までとなります。利用料は、1 時間 300 円。利用方法は、園や曜日、時間を固定する定期利用と、園等を固定しない柔軟利用がございます。 　(4) 実施施設につきましては、保育所等のうち市の認可を受けた施設が、実施可能となります。 　(5) 実施方法につきましては、利用定員を設定し専用の保育室にて実施する一般型又は空き定員を活用し在園児と同じ保育室にて実施する余裕活用型となります。 　資料 2-2 をご覧ください。 　(6) 施設の認可及び確認要件につきましては、認可及び確認の申請をしている施設が、認定こども園岩見沢聖十字幼稚園、駒沢幼稚園、岩見沢めぐみ幼稚園の 3 施設となっております。ふれあい子どもセンターは公立のため認可申請は不要となっており、確認申請のみとなっております。 　いずれの施設も要件を満たしております。 　(7) 計画における量の見込みと確保方策につきましては、利用想定人数とし月 24 人と掲載しており、4 施設の利用定員合計 17 人のため、充足出来ていない状況となっておりますが、令和８年度より実際に事業を開始し、利用人数等が判明した時点で、再度、量の見込みと確保の方策について、変更を検討したいと考えております。 　また、乳児等通園支援事業は、満 3 歳以上を対象としていないことから、

事務局	各幼稚園にて、満3歳児クラスの活用を働きかける等の対応を行います。 資料2-3をご覧ください。 (8) 事務局の方針案といたしましては、4施設につきまして、乳児等通園支援事業の施設認可要件及び確認要件ともに満たしていることから、令和8年4月1日付けでこども誰でも通園制度の実施を承認することとさせて頂きたいと思います。 (9) 今後の流れにつきましては、令和8年2月に施設の認可及び確認の通知、告示を行い、令和8年3月に保護者へ周知を行うとともに、保護者から申請を受け付けし、認定証を交付する予定です。その上で、令和8年4月1日よりこども誰でも通園制度の事業を開始いたします。 最後に、(10) 周知チラシの案を掲載いたしましたので、ご確認ください。 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る施設認可及び確認についての説明は以上です。
会長	ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等ありますか。
C委員	令和7年度は、一部の自治体で実施しているとのことですが、具体的にどの自治体で実施しているのでしょうか。
事務局	北海道ですと、札幌市で既に実施しています。
C委員	この事業を利用する方は結構いるのでしょうか。
事務局	全く利用されていない自治体もあれば、たくさん利用されている自治体もあり、この事業が利用されているかどうかは一概には言えません。
C委員	広報に問題があるのでしょうか。そのような傾向が出ている理由はわかりますか。
事務局	人口が少ないまちだと、出生数が少ないことに加え、ほぼすべてのこどもがそのまちにある保育所等に通うので、そもそもこの事業のニーズがないという報告はあります。
E委員	「こども誰でも」ということですが、特性がある人も利用できるかが心配なのですが、その点どうなのでしょうか。
事務局	各保育所等の空き枠に予約をして利用する流れになっており、利用自体はできますが、特性がある人を保育する場合は、保育士一人が付きっきりになる場合もあるため、各園の空き状況によっては受け入れできないことも想定されます。
C委員	それは保育所等に問い合わせてみないとわからないのでしょうか。
事務局	はい。
会長	そのほか、何かご意見、ご質問等はありますか。
F委員	私も幼稚園に携わる者ですので、とても興味のある事業です。今後、対象年齢や受入れ可能時間を保育所等で詰めていくことにはなると思いますが、対象の年齢を0歳6か月から3歳未満までのどの範囲を対象とする

Ｆ委員	のか、時間帯を早くしたりなどを各保育所等が決めたうえで、利用したい方がどこを利用するか選ぶ形になるのでしょうか。
事務局	各保育所等が開所時に受け入れ可能な空き枠を設定し、その中から保護者が選ぶ形になります。
Ｆ委員	例えば、各保育所等で受け入れできる年齢の上限が 2 歳まで、と設定することできるということですか。
事務局	はい。
Ｇ委員	利用可能時間が設定されるとのことですが、日によっては利用したいが、時間が合わない可能性もあると思います。その場合、この日は○○保育園、別の日は□□保育園を使うということはできるのでしょうか。
事務局	はい。
Ｇ委員	わかりました。 利用可能人数はおおよそで算出したものでしょうか。
事務局	算出方法は、まず、0歳6か月から3歳未満のこどもの人数のうち、保育所等を利用している人を除き、乳児等通園支援事業の対象となりうるこどもの人数を算出します。次に、何割の人がこの事業を利用するかというデータを用いて、利用想定人数を算出することとなりますが、この事業は、こども計画策定時には、試行的な実施が始まったばかりで、参考とすることができる実績や情報がありませんでした。そのため、国が示した方法により利用想定人数を算出したことから、おおよその人数となっています。実際に事業が始まれば、当市の利用実績や他市町村の状況を調査したうえで、量の見込みに変更が生じる場合は、子ども・子育て会議にお諮りしたいと考えています。
Ｇ委員	この事業を利用することは、見方を変えればお試しで保育所等を利用することになりますね。そうすれば、実際の保育所等の利用にもつながるかもしれないので、使いたい、使ってほしいの相乗効果が期待できるような気がします。
Ｈ委員	一時預かり事業との違いは何でしょうか。
事務局	一時預かり事業は「保護者への支援」、乳児等通園支援事業は「こどもへの支援」という点が違いとなっております。
Ｈ委員	支援する対象が違うということですね。乳児等通園支援事業が3歳未満のこどもを対象としており、一時預かり事業は1歳から利用が可能ということであれば、一時預かり事業の1歳から3歳未満の利用人数から、ある程度の目安を立てることができるのではと思いました。 また、利用する側からすれば、この2つの事業の違いはあまり分からないと思います。その違いをわかりやすくなるための周知方法の検討をした方がよいのではないでしょうか。利用する側も、違いがあるということを知っておいた方が良いと思いました。

事務局	一時預かり事業と乳児等通園支援事業の類似性は全国的に指摘されています。一時預かり事業は保護者の就労支援やレスパイト、乳児等通園支援事業はこどもの発達・発育の助けになっているものです。市民にとって「わかりやすい」という視点は重要であると思いますので、他の市町村の周知例等も参考に検討していきます。
I委員	先進例を参考にしてほしいと思います。函館市などの周知は良いと思います。
会長	ほかに何かご意見、ご質問等はありますか。 ないようですので、本協議事項について承認することとしてよろしいでしょうか。それでは、承認することといたします。 次に、協議事項（2）みなみ保育園建て替えに係る整備計画について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、みなみ保育園建て替えに係る整備計画についてご説明いたします。 保育園等の建て替えの際に、工事費の一部を国及び市にて補助しております。補助の名称は、「就学前教育・保育施設整備交付金」で、補助率は国が 1/2、市が 1/4 となります。 この交付金は、事前に国へ協議申請を行いますが、その前に子ども子育て会議に諮る必要があるため、今回協議事項とさせていただいております。 それでは、資料 3 をご覧ください。1 から順にご説明いたします。 （1）に、みなみ保育園の概況について記載しております。定員は、現状と同じ 90 人とし、改築後の建物につきましては、既存の施設とは別の土地に建築します。 （2）スケジュールにつきましては、令和 8 年 2 月に国へ交付金の協議申請を行い、令和 8 年 4 月に国より交付金の内示がある予定です。この内示を受けて、令和 8 年 8 月以降に工事、設計の契約を締結し、工事を開始。令和 9 年 3 月までに工事を完了させ、令和 9 年 4 月より新園舎にて保育を開始する予定です。 ただし、国の交付金が決定となる旨の内示があった場合のみ建て替えを実施する予定です。 （3）整備計画につきましては、年次計画は、令和 8 年度と令和 9 年度の 2 か年を予定しており、令和 9 年度は、旧園舎の解体工事となります。 抵当権の設定につきましては、有りの予定です。 整備費用につきましては、工事費総額が 406,218,000 円となっており、そのうち補助対象経費が 335,918,000 円となっております。 補助対象経費のうち、補助基準額が 304,741,000 円となり、このうち 1/2 の額 152,371,000 円が国への交付金申請額となり、1/4 の額 76,185,000

事務局	円が市負担額となっております。 　園負担は、工事費総額から国の負担額及び市の負担額を差し引いた177,662,000円となっております。 　費用については、現時点での予定となります。 　(4) 事務局の方針案といたしましては、老朽化した法人立保育園の建築補助を実施することにより、保育環境の充実を図るため、令和８年度以降の建て替えに係る整備計画を承認することとさせて頂きたいと思います。 　みなみ保育園建て替えに係る整備計画に係る協議事項の説明は以上です。
会長	ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等ありますか。
Ｃ委員	資料には、入所児童数90人との記載がありますが、実際の利用も90人なのでしょうか。
事務局	令和7年4月1日現在で89人となっていますが、入所児童は毎月のように増えており、5月以降は90人を上回っている状況です。
Ｇ委員	こどもの数はだんだん減ってきていますよね。その点を見込んだうえで、90人という定員設定なのですか。
事務局	みなみ保育園からは現状の定員数のままで建て替えたいという希望がありました。今後の量の見込みと確保方策の状況を勘案し、令和８年度に建て替えるのであれば、事務局としても90人定員が妥当と考えています。
Ｇ委員	わかりました。
会長	そのほか、何かご意見、ご質問等はありますか。
Ｂ委員	こどもの数がだんだん減ってきていて、今年度の出生数も恐らく300人を切ってしまうことから、学校教育も危機感を感じています。今後、保育所等がどんどん縮小され、統廃合される可能性を見込んで、90人定員を設定しているということですか。
事務局	当市こども計画では、5年間の量の見込みと確保方策を定めており、保育所等の縮小や統廃合は加味しておりませんので、現状90人定員が妥当と考えております。10年、20年後はどのような状況になっているかはわかりませんが、今後の保育所等の建て替えの際は、縮小や統廃合を加味して定員を検討していく必要があると考えています。
Ｂ委員	そうなんですね。こどもの数が減ってきているので、そのようなことを見込んで、多めの定員を設定しているのかと思い、お聞きしました。
会長	概ね同じ内容の質問ですね。やはり、市全体としてこどもが減ってきているのに建て替えを進めていくことに、整合性がとれているかということだと思います。
Ｄ委員	みなみ保育園は、今後、乳児等通園支援事業を実施する見込みはあるのですか。保育園のこども一人当たりの面積基準自体は、昔よりは広くなっ

D委員	ているかもしれませんが、実際面積も増えていますし、将来的には乳児等通園支援事業での児童を受け入れるのかなと思いました。
事務局	現状はそのような話は出ておりませんが、令和８年度より乳児等通園支援事業を実施し、確保方策を上回る利用希望が生じるようであれば、みなみ保育園を含めた市内保育所等で乳児等通園支援事業の実施を検討してもらいたいと考えています。
H委員	量の見込みはどのような状況なのでしょうか。他の保育所等もそれぞれの年代で枠を確保していますよね。そう考えた時に、全体の量を他の園と振り分けてみて、今後必要がない受入枠が出ないのかどうかを検証しているのかという話だと思います。
C委員	現在は実績として入所児童が 90 人いるということですが、今後はどうなっていく見込みかということですね。
事務局	当市こども計画では、今後５年間の量の見込みと確保方策をお示ししています。出生数は減少しているものの、共働き世帯の増加により、保育園へ入所する児童数は今後ゆるやかに減少すると見込んでいますが、令和９年度においても定員を下げるほど大幅な乖離はありません。一方、量の見込みと確保方策が計画どおりに推移するかはわかりませんが、保育園の老朽化等により児童の安全が確保できない状況でもあることから、それらを総合的に勘案し、利用定員 90 人での建て替えを承認することが妥当と考えています。
J委員	みどり保育園が募集停止するとのことですが、市内の中でも、職場や居住している近くの保育所等に通わせたいなど、地域的なニーズが様々あると思います。みなみ保育園は、そういった地域のニーズが維持されているということなのでしょうか。
事務局	みなみ保育園の入所状況から需要はあると考えています。 なお、みどり保育園については令和８年４月の新規入所は募集停止となっておりますが、今後受入を再開する予定であると園から伺っております。
G委員	人数だけにスポットを当てると、確かに必要性について疑義が生じますが、90 人定員を 80 人や 70 人にしたところで、建築に係る費用はそこまで変わりませんよね。 過去に、待機児童が問題になっていたことがあることからも、待機児童が出ないようにという見込みでやらなければいけないですし、そのような検証をしたうえでの人数だと思います。面積も、80 人、70 人定員にしてもあまり変わらないのであればこのままで問題ないと思います。
会長	ほかに何かご意見、ご質問等はありますか。 ないようですので、本協議事項について承認することとしてよろしいでしょうか。それでは、承認することといたします。

会長	次に、協議事項（3）さくらぎ保育園の利用定員減少について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、さくらぎ保育園の利用定員減少についてご説明いたします。 こども計画に掲載されている「幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制」中、確保の方策が、利用定員に関わるため、協議事項とさせていただいております。 それでは、資料4をご覧ください。 （1）さくらぎ保育園の概要について記載しております。 児童数の減少による利用定員の変更となっており、令和８年４月１日から変更の申し出がありました。 （2）利用定員につきましては、現状60人から50人への変更となります。 まず、1号とは、3歳から5歳までの教育枠の児童のことであり、2号とは、3歳から5歳までの保育枠の児童のことでございます。3号につきましては、0歳から2歳までの保育枠の児童のことでございます。 2号が24人から28人、3号が36人から22人と令和7年度までの人数内訳と逆転しておりますが、令和8年度以降は、現状の入所児童数や保育士数を考慮した内訳としております。 次に、利用定員減少に係る要件を満たしているかを確認いたしました。要件といたしましては、2点ございます。 1点目は、現年度の見込みを含む直近3か年の平均児童数が、変更後の利用定員を超えていないこと。 2点目は、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の需要と供給の均衡が崩れていないことについてです。 3及び4にて利用定員減少の要件及びさくらぎ保育園における結果を記載しております。 （3）要件①の現年度の見込みを含む直近3か年の平均児童数が、変更後の利用定員を超えていないことにつきましては、さくらぎ保育園は、令和5年度より、変更後の利用定員50人を超えていないため、この要件を満たしております。 （4）要件②の子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の需要と供給の均衡が崩れていないことにつきましては、さくらぎ保育園の計画上の確保方策は43人となっており、変更後の利用定員50人を下回っている状況のため、計画への影響はございません。 （5）事務局の方針案といたしましては、さくらぎ保育園は、利用定員減少の要件①②ともに満たしていることから、令和8年4月1日付けで利用定員を60人から50人へ変更することを承認することとさせて頂きたいと思います。

事務局	さくらぎ保育園の利用定員減少に係る協議事項の説明は以上です。
会長	ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等ありますか。
Ｊ委員	「教育枠」と「保育枠」という言葉を初めて聞いたのですが、保育園の中でそのような枠があるということですか。
事務局	さくらぎ保育園は保育所に該当しますので、2 号と 3 号の枠しかありません。認定こども園になると、1 号も該当になります。
Ｊ委員	なるほど。わかりました。
Ｇ委員	岩見沢市の認可保育所は、全体で何人受け入れ可能なのですか。
事務局	全体の入所可能児童数は、約 1,200 人です。
Ｇ委員	その人数に対して、現在何人入所しているのですか。
事務局	現在の入所可能児童数は、100 人もないので、約 1,100 人です。
Ｇ委員	わかりました。大体どれくらいの箱があって、どれだけの人数が入所しているのかが気になりました。今回の議題であるさくらぎ保育園は、50 人確保していれば大丈夫ということですね。
事務局	はい。
会長	ほかに何かご意見、ご質問等はありますか。 ないようですので、本協議事項について承認することとしてよろしいでしょうか。それでは、承認することといたします。 以上で予定されている事項は全て終了となります。皆さんから情報共有する事項は何かありますか。 なければ、本日の議事は以上で終わりたいと思います。議事を事務局にお返ししたいと思います。ご協力ありがとうございます。
事務局	4 その他
事務局	5 閉会(19:10)